

議案第51号

西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例案を次のとおり提出する。

令和6年9月6日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西海市条
例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「389,000円」を「429,000円」に改め、同条第2号中
「329,000円」を「369,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「315,000円」
を「355,000円」に改め、同条第5号中「310,000円」を「350,000円」に改め
る。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

新旧対照表

西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第38号</p> <p>第1条 略</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>429,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>369,000円</u></p> <p>(3) 常任委員長 月額 <u>355,000円</u></p> <p>(4) 議会運営委員長 月額 <u>355,000円</u></p> <p>(5) 議員 月額 <u>350,000円</u></p> <p>第3条～第8条 略</p>	<p>西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第38号</p> <p>第1条 略</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>389,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>329,000円</u></p> <p>(3) 常任委員長 月額 <u>315,000円</u></p> <p>(4) 議会運営委員長 月額 <u>315,000円</u></p> <p>(5) 議員 月額 <u>310,000円</u></p> <p>第3条～第8条 略</p>

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。